

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三木町は香川県の東部に位置し、北は高松市牟礼町、南は徳島県美馬市に隣接した南北に細長い地形を有している。北部から中央部にかけては平野部、南部は中山間部となっている。近年、県道や高速道路等の交通網の発達により高い利便性を有し、町の東西を走る県道沿いには自然発生的に市街地が形成され、郊外型大型店舗等が進出し、高松市のベッドタウンとなっている。また、町北部には分譲工業団地である高松東ファクトリーパークが、町南部の山間地域には、世界に知られつつある希少糖の研究機関である三木町希少糖研究研修センターがある。

人口は、令和2年の国勢調査によると26,878人で、平成27年と比べ806人の減となり、平成17年をピークに人口減少が続いている。世帯数は、核家族化の進行や子育て世代の転入増加などにより、平成27年の10,667戸から令和2年は10,889戸と増加傾向にある。

高齢者人口（65歳以上）は、平成12年に20%を突破して以降、令和2年に31.4%になり一貫して増加を続けている。一方、年少人口（0～14歳）は、令和2年には12.8%になり減少傾向に歯止めがかからず、少子高齢化が進行している。

産業別人口の移り変わりにおいても、第1次産業は全体の6.4%にあたる就業者数824人、第2次産業は22.4%の2,899人、第3次産業は71.2%の9,213人となっている。

各産業別でみると、農業は、本町全域が農業振興地域に指定されており、農地は平野部から山間部まであり、農家1戸あたりの水田面積は約59.34aと規模は零細で、従来から水稻中心であったが、近年になり、いちごやブロッコリーなどの生産性の高い園芸作物が盛んに生産されるようになってきている。製造業は、昔から本町産業の中心である旧街道沿いの駅周辺で発達した伝統工芸、皮革加工や機械部品の分野で高い技術水準にある企業や工業団地内には中規模の企業もあるが、全体的に企業数、従業員数、出荷額ともに少なく、ほぼ零細企業である。サービス業は、高松市に隣接していることから、ほぼ一貫して拡大を続けている。

このような中、中小企業数は本計画域内の全域において減少傾向にあり、多くの企業が人手不足、後継者不足等の課題に直面している。このまま現状を放置すれば、長い歴史を経て形成された町内産業の基盤をも失いかねない危機的状況に直面している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者における先端設備等導入の促進を図り、活発な設備投資につなげ、地域経済の発展を目指す。

これを実現するため、本計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が三木町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電関連設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用の創出及び安定を図る等の観点から自己の工場や事務所等の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

三木町の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

三木町の産業は、製造業、卸売業・小売業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月21日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施

策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。